下限面積について（農地法第3条第2項第5号による別段の面積）

下限面積は「毎年、農業委員会にて設定または修正の必要性について検討し、当該検討結果を公表すること」とされています。本年度の検討結果をお知らせします。

① 設定区域　砂川市
② 設定面積　１．５ヘクタール
③ 摘要法令　農地法施行規則第１７条第２項

【令和元年７月２５日開催第２５回農業委員会定例総会にて決定】

※下限面積とは
農地を権利取得する際の要件のひとつです。北海道では農地の権利取得後の経営面積が２ヘクタール以上とされ、砂川市管内では１．５ヘクタール以上となるよう農業委員会が定めています。

「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画」が決定しました

６月２６日（水）開催の農業委員会総会において、「平成３０年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画」が決定しました。
砂川市ホームページ（http://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/）に掲載しています。

全国農業新聞

申し込み等につきましては、**農業委員会事務局**までご連絡ください。

知って得する！農業者年金

農業者年金は、将来安定して受給できる積立方式・確定拠出型の年金です。

●税金が安くなります
農業者年金で支払った保険料の全額が、社会保険料控除の対象となるため、その分課税対象所得が下がり税金が安くなります。

●保険料に国庫補助が出ます
要件を満たせば、最低月額保険料２万円のうち４千～１万円の国庫補助を最長２０年間受けることができます。

詳細等につきましては、折り込みのチラシをご覧ください。

消費税法の改正に伴う手数料の改定について

令和元年１０月１日から消費税の引き上げ（８％→１０％）が予定されています。これに伴い、「砂川市農業委員会手数料条例」が改正され、手数料が改定となります。

種別	単位	現行額	改定額	摘要
		円	円	
現況証明書	１件１筆につき	3,500	3,500	１筆増すごとに350円
現況証明書再交付	１件につき	400	400	
所有権移転の登記	１件１筆につき	6,170	6,280	１筆増すごとに410円
登記名義人の表示の変更、更生の登記	１件１筆につき	2,360	2,410	１筆増すごとに410円
土地の表示の変更の登記	１件１筆につき	3,600	3,660	１筆増すごとに410円

耕作証明のなどの諸証明は、現行どおり１通４００円です。